

# 令和7年4月から 入院時の食事負担額が変わります

食材費等の高騰等を踏まえ、厚生労働省の改正告示により、令和7年4月から入院時食事療養の標準負担額(患者様負担分)が下記の通り変更となります。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

## ★入院時の食事療養の標準負担額(患者様負担分)

	所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
住民税 課税世帯	69歳まで	70歳以上	1食490円 (※1)	1食 <b>510円</b> (※1)
	区分ア	現役並Ⅲ		
	区分イ	現役並Ⅱ		
	区分ウ	現役並Ⅰ		
	区分エ	一般		
住民税 非課税世帯	区分オ	低所得Ⅱ	1食230円	1食 <b>240円</b>
	区分オの 長期該当	低所得Ⅱの 長期該当	1食180円	1食 <b>190円</b>
	-	低所得Ⅰ	1食110円	1食110円 (変更なし)

※1 平成28年3月31日時点ですでに1年以上継続して精神病床に入院しており、その後も引き続き入院されている患者様は、1食260円のまま据え置きとなります。